

ふるさと応援交付金 申請の手引き

【第2版】



高 浜 市

1

「ふるさと応援交付金」とは？

■制度の概要

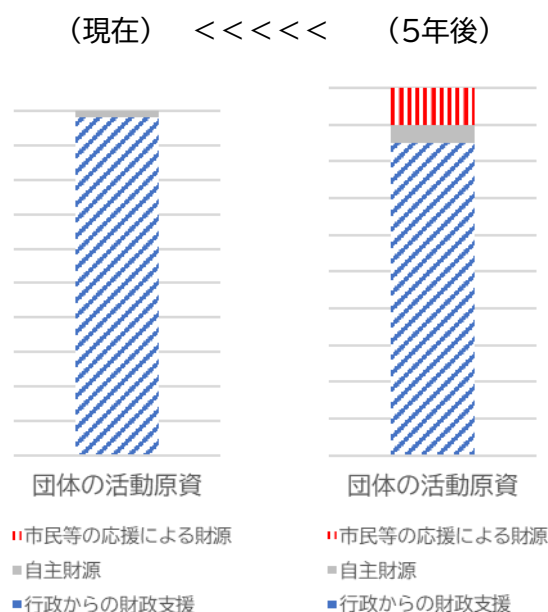
活用の使途において市民活動団体を指定して寄附された「ふるさと応援寄附金」(寄附)を、指定された団体へ交付金として交付する制度です。

ふるさと納税者が市民活動団体を指定して高浜市へふるさと納税を行った場合、市は指定された額(経費等を差し引いた額)を指定された団体へ交付します。

応援者や地域出身者にPRし、ふるさと納税を通じて寄附していただくとより活発な地域活動が可能となります。

■制度の目的

- ・ふるさと応援寄附金の制度を活用することで、市民活動に協力したいけど、活動に参加する時間がないので財源的な支援だけでもしたいという方が少しでも協力しやすくなるように。
- ・行政からの支援財源は使い道の制約があり、また市の財政状況の変化に伴い、いつまでも同じ額がもらえるとは限らない。そこで、自由度の高い財源を確保し、団体の自立につながるように。



2 「ふるさと応援交付金」の申請にあたって

■申請できる団体

★まちづくり協議会

★まちづくりパートナー

上記団体かつ以下の要件を満たす団体

- ・ 交付金活用の希望を事前に市長へ届け出ていること
- ・ おおむね3年以上の継続的な活動実績があること。
- ・ 法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと。
- ・ 活動の主な目的が、宗教的または政治的なものでないこと。

★まちづくり協議会とは・・・

小学校区を単位とする地域の市民(以下「地域の市民」といいます。)により構成され、その地域内に所在する町内会その他の市民公益活動団体の参加を得ている団体で、市長の認定を受けたものをいいます。

★まちづくりパートナーとは・・・

市民公益活動団体その他の団体で、市長の認定を受け、まちづくりパートナー登録台帳に登録されたものをいいます。

■対象事業

団体の活動を応援したいという寄附者の意向を尊重し、使途の制限はありません。

※制限はありませんが、活用使途の公表を義務付けています。
活動に使用してほしいという寄附者の意向を尊重し、
懇親会費等の飲食経費には使用しないでください。

3

交付金額および交付の流れ

■交付金額

寄附金の額から当該寄附金の収受等に要する経費を差し引いた額を交付します。市外在住者は返礼品を選択することができますが、**市内在住者へは返礼品をお渡しすることができません。**

寄附方法により経費が異なるため、以下の額を交付します。

- (1) 市内在住者からの寄附※市内在住者の場合は返礼品はなし。
 - ①OCR・口座振込での直接納付…事務経費（10％）を差し引いた額（寄附額の90％）
 - ②ポータルサイト経由の納付…事務経費（20％）を差し引いた額（寄附額の80％）

- (2) 市外在住者からの寄附
事務経費（20％）及び返礼品等に要する経費（30％）を差し引いた額（寄附額の50％）

※ 1団体あたりの交付金の額（総額）については、100万円を上限とします。

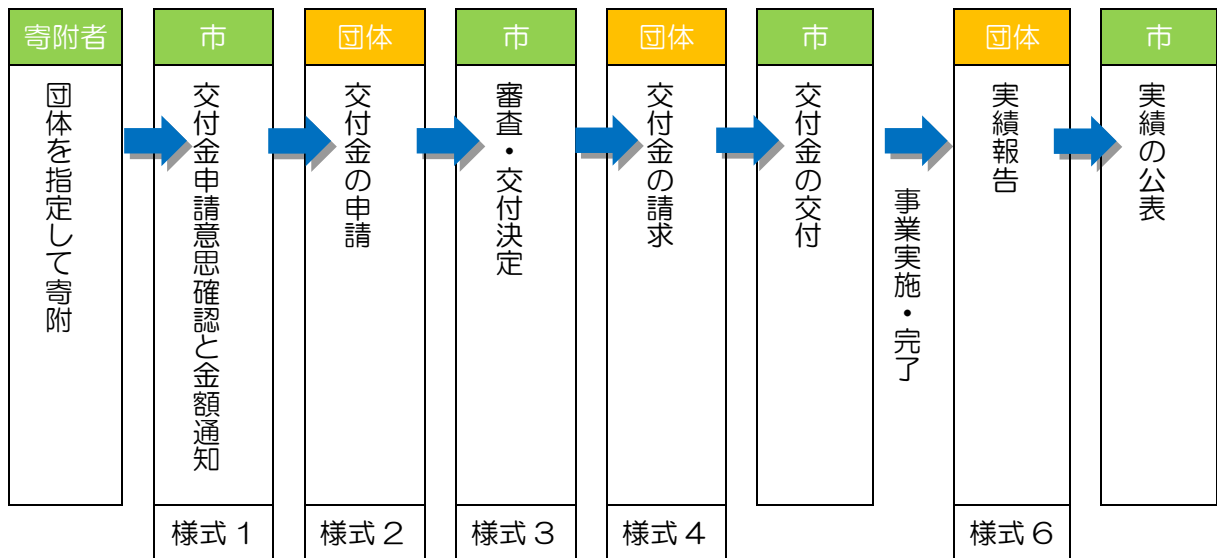
※ 100万円を超える場合は、超えた分をまちづくりパートナーズ基金へ積み立て、市が実施するまちづくり全般に活用します。（状況は随時ホームページ等で公開し、100万円を超える寄附をいただいた団体への指定をストップします。）



寄附を集めるためには
各団体によるPRが大切です。
この団体・活動に寄附したい！
と思ってもらえるような事業や
PR方法を考えましょう。



■交付の流れ



（団体を指定して寄附）

申込書もしくは各ポータルサイトを通じて市へ寄附の連絡が入ります。

寄附金の使い道で「1-2 活力のあるまちづくり事業（市民活動団体）」を指定し、備考欄に団体名を記入することで団体を指定することができます。

寄附の際、寄附者の情報を団体へ通知する旨の了承があった場合は、各団体へ市より寄附者の情報「氏名」「住所」「寄附金額」を通知します。

各団体からお礼の意味を込めて「お礼状」等をお送りすることができます。
ふるさと納税制度に定められている「返礼品」とは異なりますので、
寄附者に対し大きな利益となるようなものの送付はできません。

OCR・口座振込での直接納付または各ポータルサイトにより申込方法が異なります。
寄附者からご不明点の質問があった場合や、各団体で寄附のお願い等をする際は
市の公式ホームページをご案内ください。

<https://www.city.takahama.lg.jp/site/furusato/>

寄附者



（交付金申請意思確認と金額通知）

ふるさと応援活動支援希望団体寄附金額通知書様式 1 を用いて、各団体へ交付金の申請意思確認と寄附金額の通知を行います。通知が届き、記載金額の寄附の受領を希望する場合は、交付金の申請を行ってください。
※寄附金額の通知はまとめて行い、原則年 1 回としています。

市

（交付金の申請）

交付金交付申請額、交付金事業の内容、交付金の配分及び用途を高浜市ふるさと応援交付金交付申請書様式 2 へ記載し、定められた資料を添付のうえ総合政策グループへ提出してください。
※1 年度で 2 回目の申請の際には高浜市ふるさと応援交付金変更交付申請書様式 5 を作成してください。なお、初回申請時から内容の変更がない場合は添付資料を省略できます。

団体

（審査・交付決定）

各団体から申請書が市へ届き次第、資料の確認を行い、高浜市ふるさと応援交付金（変更）交付（不交付）決定通知書様式 3 を送付します。

市

（交付金の請求）

交付決定通知書が届いたら、高浜市ふるさと応援交付金交付請求書様式 4 を記入し提出してください。

団体

（交付金の交付）

提出された請求書をもとに市から各団体へ交付金を交付します。

市

（実績報告）

事業完了後速やかに高浜市ふるさと応援交付金実績報告書様式 6 を、定められた資料を添付のうえ総合政策グループへ提出してください。

団体

（実績の公表）

実績報告書をもとに市公式ホームページで実績を公表します。
※実績は寄附者も見ることができます。
活動に使用してほしいという寄附者の意向を尊重した用途を心がけてください。

市





ふるさと応援交付金 申請の手引き

令和7年1月

問合せ先

高浜市役所 企画部 総合政策グループ

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

<電話> 0566-52-1111(内線332)

<E-mail> seisaku@city.takahama.lg.jp